

危険物データベース登録の手引

1 危険物データベースの概要

(1) 危険物データベースと登録確認書

危険物については、物品の製造、輸入等を行う事業者において、「当該物品が危険物に該当するか否か等を確認するために行う試験」（以下「確認試験」といいます。）により、性状を自主的に確認することが可能であり、消防機関は確認試験の結果等に基づき危険物の取扱い等に係る許可等を行います。この危険物判定業務を合理的かつ統一的に実施することを目的として、「危険物データベース」を総務省消防庁内に構築し運用しています。

ある物品が危険物データベースに登録された場合、登録者は危険物保安技術協会から「危険物データベース登録確認書」（以下「登録確認書」といいます。）の交付を受けることができ、当該登録確認書を確認試験結果報告書に代わるものとして利用することができます。（登録確認書は、確認試験結果が適正な手続きにより危険物データベースに登録されていることを確認する書類であり、確認試験結果自体の内容を保証するものではありません。）

つまり、事業者は登録確認書を取得・利用することにより、消防機関が行う設置許可、届出等に係る手続きの簡素化を図ることができます。

なお、危険物データベースへの登録は事業者の任意であり、必ず登録しなければならないものではありません。

(2) 危険物データベースへの登録

ア 危険物データベースへの登録を希望する方は、登録したい物品の確認試験の実施結果に基づき「確認試験結果報告書（データベース登録用）」（以下「報告書」といいます。）を作成し、1物品につき1部を総務省消防庁（危険物保安室危険物判定係）へ郵送します。

※消防庁住所：〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

イ 消防庁において、受領した順に報告書の記載内容（組成及び確認試験の方法等）がチェックされ、不備のないものについてはそのまま危険物データベースに登録されます。

ウ 記載内容に不備等がある場合は、消防庁から報告書の提出者へ電話による問合せを行い、問題点が解消した時点で危険物データベースに登録されます。

エ 危険物データベースに登録できる物品は、「危険物（第1類～第6類）」、「指定可燃物（可燃性固体類、可燃性液体類、合成樹脂類に限る。）」、その他「非危険物」です。

オ 危険物データベースには企業秘密に属するものも含まれていることから、外部へのデータの公表は登録確認書の交付という形態に限定しています。消防庁では、危険物データベースの登録方法、報告書の記入要領等についての問合せには応じますが、入力データに関することについてはお答えできません。

カ 危険物に係る火災、流出事故が発生した場合であって、危険物データベースに当該危険物が登録されていた場合、必要に応じて当該危険物の類別、品名、危険性等について、事故の対応を行っている消防機関等へ情報を提供することがありますので、予めご了承ください。

(3) 危険物データベース登録確認書の交付

ア 消防庁に報告書を提出してから、危険物データベースへの登録が完了し登録確認書の交付申請が可能となるまでには約1ヶ月かかります。なお、登録完了後に消防庁から報告書提出者への連絡は行っておりません。

イ 第三者（登録者以外の方）への登録確認書の交付を「可」として登録されている物品に

限り、登録者以外の方も登録確認書の交付を受けることができます。

ウ 登録確認書の交付業務は危険物保安技術協会が行っておりますので、交付申請手続き等については危険物保安技術協会へ確認してください。

※危険物保安技術協会電話番号：０３－３４３６－２３５６

（４）危険物データベース登録内容変更等の手続き

ア 登録の抹消（任意抹消）

登録物品の製造中止などの理由により危険物データベース登録の抹消を希望する方は、「抹消依頼書」を作成し、報告書と同様に総務省消防庁（危険物保安室危険物判定係）へ郵送します。抹消依頼書の理由欄には「１」（任意抹消）を記入します。

イ 登録者名変更、物品名変更

（ア）既登録分を抹消しない場合

新しい登録者名又は物品名で新規に登録するという扱いになりますので、改めて報告書を総務省消防庁へ提出します。この場合必要とされる報告書の内容は、新しい登録者名又は物品名を記入した報告書（１枚目の様式のみ）及び既に交付を受けている登録確認書の写しの計２点です。以前提出した具体的な測定データを再度提出する必要はありません。

なお、報告書の組成欄には既に交付を受けている登録確認書の物品名、登録番号及びその組成比（１００％）を記入します。

（イ）既登録分を抹消する場合

アの手順にしたがって既登録分の抹消手続をとり、イ（ア）の手順にしたがって新規登録を行います。抹消依頼書の理由欄には「２」（登録者名変更）又は「３」（物品名変更）を記入します

（ウ）社名変更届出書による登録者名の変更

会社の合併、分社等の理由により、危険物データベース登録済の物品について一括して登録者名を変更する場合に限り、「社名変更届出書」に社名が変更されたことを証明する書類を添付し提出することで、登録者名の変更ができます。ただし、権利を承継していない会社名で変更することはできません。

ウ 組成変更（登録者名及び物品名は不変）

既登録分の抹消及び新しい組成での新規登録を行います。抹消はアの手順にしたがって行います。抹消依頼書の理由欄には「４」（組成変更）を記入します。登録は通常の新規登録と同様に、必要なデータをすべて具体的に記入した報告書を提出することによって行います。

エ 申請内容の誤りを修正

（ア）登録者名、物品名の誤り

既登録分の抹消及び新しい名称での新規登録という扱いになりますので、アの手順にしたがって既登録分の抹消手続をし、イ（ア）の手順にしたがって新規登録を行います。抹消依頼書の理由欄には「５」（登録者名誤申請）又は「６」（物品名誤申請）を記入します。登録者名の誤りにより抹消依頼書を提出する場合は、誤って申請したことを証明する書類が必要となります。

（イ）組成、測定データ（状態、引火点等）の誤り

既登録分の抹消及び正しい組成、測定データでの新規登録を行います。抹消はアの手順にしたがって行います。抹消依頼書の理由欄には「７」（組成誤申請）又は「８」（データ誤申請）を記入します。登録は通常の新規登録と同様に、必要なデータをすべて具体的に記入した報告書を提出することによって行います。

オ 重複登録

危険物データベースにおいては、同一の登録者が同一の物品名で２つ以上の物品を重複

して登録することはできません。同一物品名で重複して登録していることが明らかになった場合は、アの手順にしたがって余分の重複登録分の抹消手续をとりまします。抹消依頼書の理由欄には「9」（重複登録）を記入しまします。

カ 上記イ、ウ、エの場合において登録確認書の交付を希望する場合は、「（3）危険物データベース登録確認書の交付」にしたがって改めて交付申請をしまします。

【変更等の手続き一覧】

種 別		手 続 き	理由欄*1
任意抹消（製造中止等）		抹消依頼書提出	1
変 更	登録者名	①抹消依頼書提出*2	2
	物品名	②新規登録（要添付：登録確認書写し）	3
	登録者名（一括変更）	社名変更届出書 （要添付：社名の変更を証明する書類）	
	組成（他の項目は不変）	①抹消依頼書提出 ②新規登録	
誤 申 請	登録者名	①抹消依頼書提出*3	5
	物品名	②新規登録（要添付：登録確認書写し）	6
	組成	①抹消依頼書提出	7
	測定データ（状態、引火点等）	②新規登録	8
同一物品を重複して登録		抹消依頼書提出	9
その他		①抹消依頼書提出 ②必要な手続	10

*1 抹消依頼書の理由欄に記入する番号

*2 必要に応じて行う（本文（4）イ参照）

*3 登録者名の誤申請の場合は誤って申請したことを証明する書類を添付

2 確認試験結果報告書の作成

危険物データベースへの登録を行うためには、まず報告書を作成しなければなりません。報告書の様式は、危険物の類ごとに第1類から第6類までありますので、実施した確認試験により、該当する様式にて報告書を作成してください。指定可燃物については、可燃性液体類は第4類、可燃性固体類及び合成樹脂類は第2類の様式を、それぞれ使用してください。

ここでは、例として第4類の様式で報告書の作成要領を説明しまします。

（1）登録者欄（1枚目の様式で右上の箇所）

住所、会社名及び代表者の氏名を記入しまします。

ア 会社名はデータベースの入力項目となるので明記する必要があります。

イ 代表者は、登録に責任を持てる方であればどなたでもさしつかえありません。

ウ 印鑑は社印でも個人印のいずれでもさしつかえありません。

（2）物品名欄

登録したい物品名を記入しまします。

ア 入力される物品名は最大60文字です。（半角文字で記入しても全角文字入力されます。）

イ 1通の報告書により同一組成の物品を複数の物品名で登録する場合には、「別紙のとおり」と記入し、物品名を記入した別紙を添付しまします。（この欄に複数の物品名を並記した場合、1つの物品名として入力されてしまします。）

(3) 製造会社又は輸入会社欄

製造会社又は輸入会社の別、所在地を記入します。

- ア 工場が複数ある場合には別紙に記入して添付します。
- イ OEM製品等における販売業者など、自身で登録物品を製造していない方が登録者となる場合には、当該物品の製造者について記入します。

(4) 組成欄

物品の成分及び組成比（重量%）を記入します。

- ア 物品を構成する全成分について記入します。
- イ 成分名は原則として化学名で記入します。ただし、化学名を特定することが困難な成分については、危険性状を化学的に特定できる名称であれば化学名でなくてもさしつかえありません。（樹脂などのように、液体または固体の別が成分名からは明確でない場合には、その別も記入します。）
 - 例）単環式芳香族炭化水素（ $C_{19} \sim C_{21}$ 、液体）
 - ポリオキシラウリルエーテル（ $n = 5 \sim 8$ 、液体）
 - オレフィン＝アルキルエステル共重合化合物（平均分子量＝2,000、固体）
- ウ 構成成分のなかに既にデータベースに登録をした物品がある場合には、当該登録物品の「物品名」及び「登録番号」を化学名の代わりに記入することも可能です。このとき当該成分についての登録確認書の写しを添付する必要があります。
- エ 製造工程上組成比が一定とならない場合は、確認を行ったサンプルの組成比及び製品としての組成比の範囲を併記します。（このとき、原則として危険性が最大及び最小となる組成比のものについて、それぞれ確認試験を行う必要があります。）

(5) 試験結果欄

確認試験結果を記入します。記入する項目は、判定に必要な項目のみです。ただし、第4類に係る物品については、特に次の点に注意が必要です。

- ア 引火点は、タグ密閉式引火点測定器による測定結果を記入するほか、セタ密閉式引火点測定器又はクリーブランド開放式引火点測定器により引火点を測定している場合は、その測定結果も記入します。
- イ 引火点を記入する際、 -20°C 以下において引火点が測定される物品について、タグ密閉式引火点測定器による測定の結果を「 -20°C 以下」と記入することができます。
- ウ 引火点の平均値及び補正值は、以下のように計算します。
 - (ア) タグ密閉式引火点測定器及びセタ密閉式引火点測定器の場合
$$(\text{平均値}) = \{ (1 \text{ 回目の測定値}) + (2 \text{ 回目の測定値}) \} / 2$$
$$(\text{補正值}) = (\text{平均値}) + 0.25 (101.3 [\text{kPa}] - P [\text{kPa}])$$
又は
$$(\text{補正值}) = (\text{平均値}) + 0.033 (760 [\text{mmHg}] - P [\text{mmHg}])$$
$$P : \text{測定時、測定場所の大気圧}$$
ただし、平均値、補正值とも少数第2位を四捨五入し、少数第1位まで記入します。（0.5で丸めることはしません。）
 - (イ) クリーブランド開放式引火点測定器の場合
$$(\text{平均値}) = \{ (1 \text{ 回目の測定値}) + (2 \text{ 回目の測定値}) \} / 2$$
補正はJISK2265のクリーブランド開放法の項にしたがって行います。
- エ 動粘度は、測定した動粘度だけでなく、測定したときの温度も記入します。
- オ 可燃性液体量は、成分組成から算出します。（（4）ウにより、組成欄に既登録物品の登録番号を記入している場合は、算出する際に留意すること。）
- 力 混合物においては、当該物品の構成成分がいずれも特殊引火物に該当しない場合には、

沸点及び発火点を記入する必要はありません。

キ 引火点が -20°C を超えるものについては、沸点を記入する必要はありません。

ク 液状確認は、液状確認の方法及びそのときの温度も記入します。

ケ その他試験条件をもれなく記入します。

(6) 品名欄

確認結果を記載します。

ア 第一石油類、第二石油類及び第三石油類については、水溶性液体か非水溶性液体かを危険物の規制に関する政令別表第3備考第9号及び第10号により確認し、該当するものを○で囲みます。

イ 指定可燃物のうち、可燃性液体類に該当する場合には「指定可燃物（可燃性液体類）」を○で囲みます。

ウ 危険物、指定可燃物のいずれにも該当しない場合は、「非危険物」を○で囲みます。

(7) その他欄

所定の事項を記入します。

ア 登録する物品について、登録者以外の者から登録確認書の交付申請があった場合に交付してさしつかえないかどうかを明らかにします。（さしつかえない場合は、可を○で囲みます。）

イ 当該物品の主たる用途を記入します。

ウ 確認試験結果、組成等の記載内容について、消防庁から問合せがあった場合に回答のできる担当者名と連絡先（電話番号及びファックス番号）を記入します。

(8) 備考欄、登録番号欄

何も記入しないでください。

3 複数物品の一括による登録

(1) 一括登録

同一成分で構成され、その組成割合が異なる複数の物品を1つの報告書によりそれぞれの商品名で登録することができます（ただし、すべての物品が同一の石油類に分類される場合に限ります。）。これらの物品のうち、危険性が最大のものと最小のものの試験を行うことで、それ以外のものの試験を省くことができます（合理的な類推が可能である場合に限りま

す）。また、必要事項は一括登録用別添リストに記入します。

(2) 一括特例

同一商品名の塗料であり、かつ、引火点に影響を与える可能性の低い無機の着色剤の成分を除いた他の成分の割合がすべて同一のものの場合、複数の物品を1件として1つの報告書で登録することができます（ただし、すべての物品が同一の石油類に分類される場合に限りま

す）。これらの物品のうち、危険性が最大のものと最小のものの試験を行うことで、それ以外のものの試験を省くことができます（合理的な類推が可能である場合に限りま

す）。また、必要事項は一括特例用別添リストに記入します。

4 その他

危険物データベースに登録されているデータの信頼性を確保するため、消防庁は登録事業者からサンプルを入手、又は市場に流通する物品を買入れ、自ら確認試験を行うことがあります。当該確認試験の結果、登録されている内容と大きく異なる場合は、危険物データベースから当該データの抹消を行うことがありますので、予めご了承ください。

消防庁から危険物データベースに登録された物品についてサンプルの提供をお願いした場合、提供いただくようお願いします。

確認試験結果報告書（データベース登録用）

住 所 東京都千代田区霞が関 2－1－2

会社名 ●●●●株式会社

(第四類・可燃性液体類)

氏 名 工場長 ▲▲▲▲

㊞

物 品 名	■ ■ ■ ■ 用塗料				
製造会社 又は 輸入会社	住所	東京都千代田区霞が関 2－1－2		Tel	03-1234-5678
	名称	●●●●株式会社		FAX	03-1234-5679
組 成	全成分（化学名）及びそれぞれの含有率（重量％） トルエン 50.0％ キシレン 30.0％ エポキシ樹脂（固体、M＝3000～5000） 20.0％				
試験結果	引 火 点	タグ密閉式 4.6℃ クリーブランド開放式 5.3℃ セタ密閉式			試験データは別添
	動 粘 度	5.0℃において 15 cSt ・ KU			
	燃 焼 点	℃	可燃性液体量	重量％	
	沸 点	℃	発 火 点	℃	
	液 状 確 認	液状確認 20℃で容器間の移替えが容易に可		液状である 液状でない	
品 名 (○印)	○第四類 第一石油類 (水溶性液体 ・ 非水溶性液体) 指定可燃物 (可燃性液体類) 非危険物				
そ の 他	第三者への確認書の交付 (可 ・ 不可) 用途：塗料 連絡担当者 ▲▲▲▲ Tel 03-1234-5678 FAX 03-1234-5679				
※備 考	S	F1	F2	D1	D2
※登録番号					

(A4)

注1) 必要事項を記入し、該当する項目を○で囲むこと。

注2) ※印の欄は記入しないこと

試 験 名		引火点測定試験		
試験実施日		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
試 験 場 所		●●●●株式会社 危険物試験室		
試験実施者		△△△△		
試 験 条 件		温度 (24. 0℃) 湿度 (59. 0%) 気圧 (1000 hPa)		
試験物品名		■■■■用塗料		
試験結果	タ グ 密 閉 式	1 回 目	設定温度 (5. 0 ℃) 測定値 (4. 0 ℃)	
		2 回 目	設定温度 (4. 0 ℃) 測定値 (4. 5 ℃)	
		平均値 (4. 3 ℃) 補正值 (4. 6 ℃)		
	ク リ ー ブ ラ ン ド 開放式	1 回 目	設定温度 (℃) 測定値 (℃)	
		2 回 目	設定温度 (℃) 測定値 (℃)	
		平均値 (℃) 補正值 (℃)		
	セ タ 密 閉 式	1 回 目	5. 0 ℃	
		2 回 目	5. 0 ℃	
		平均値 (5. 0 ℃) 補正值 (5. 3 ℃)		
	動 粘 度	測定方法	B型回転粘度計 ・ その他 ()	
		測定温度	5. 0 ℃	
		1 回目 (14 cSt) 2 回目 (16 cSt) 平均値 (15 cSt)		
備 考				

注 1) 引火点及び動粘度について、2 回を超えて実施した結果は別紙
注 2) 補正值とは、引火点測定時の気圧による大気圧補正值
注 3) 引火点が測定できない場合には、その理由を備考欄に記入すること。
注 4) 2 種類以上の引火点測定を実施した場合において、試験実施日、試験実施場所、試験実施者又は試験条件が異なるときは試験データを別葉とすること。

消 防 法 令 抜 粋

消防法第2条第7項

危険物とは、別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

別表第1 (第2条、第10条、第11条の4関係)

類 別	性 質	品 名
第一類	酸化性固体	(1) 塩素酸塩類 (2) 過塩素酸塩類 (3) 無機過酸化物 (4) 亜塩素酸塩類 (5) 臭素酸塩類 (6) 硝酸塩類 (7) よう素酸塩類 (8) 過マンガン酸塩類 (9) 重クロム酸塩類 (10) その他のもので政令で定めるもの (11) 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	(1) 硫化りん (2) 赤りん (3) 硫黄 (4) 鉄粉 (5) 金属粉 (6) マグネシウム (7) その他のもので政令で定めるもの (8) 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの (9) 引火性固体
第三類	自然発火性物質 及び禁水性物質	(1) カリウム (2) ナトリウム (3) アルキルアルミニウム (4) アルキルリチウム (5) 黄りん (6) アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。）及びアルカリ土類金属 (7) 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） (8) 金属の水素化物 (9) 金属のりん化物 (10) カルシウム又はアルミニウムの炭化物 (11) その他のもので政令で定めるもの (12) 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第四類	引火性液体	(1) 特殊引火物 (2) 第一石油類 (3) アルコール類 (4) 第二石油類 (5) 第三石油類 (6) 第四石油類 (7) 動植物油類
第五類	自己反応性物質	(1) 有機過酸化物 (2) 硝酸エステル類 (3) ニトロ化合物 (4) ニトロソ化合物 (5) アゾ化合物 (6) ジアゾ化合物 (7) ヒドラジンの誘導体 (8) ヒドロキシルアミン (9) ヒドロキシルアミン塩類 (10) その他のもので政令で定めるもの (11) 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第六類	酸化性液体	(1) 過塩素酸 (2) 過酸化水素 (3) 硝酸 (4) その他のもので政令で定めるもの (5) 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

備考

- (1) 酸化性固体とは、固体（液体（1気圧において、温度20度で液状であるもの又は温度20度を超過40度以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。）又は気体（1気圧において、温度20度で気体状であるものをいう。）以外のものをいう。以下同じ。）であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する敏感性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- (2) 可燃性固体とは、固体であつて、火炎による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- (3) 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- (4) 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第2号に規定する性状を示すものとみなす。
- (5) 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- (6) マグネシウム及び第二類の項第8号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- (7) 引火性固体とは、固形アルコールその他1気圧において引火点が40度未満のものをいう。
- (8) 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空気中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- (9) カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。
- (10) 引火性液体とは、液体（第三石油類、第四石油類及び動植物油類にあつては、1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- (11) 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他1気圧において、発火点が100度以下のもの又は引火点が零下20度以下で沸点が40度以下のものをいう。
- (12) 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他1気圧において引火点が21度未満のものをいう。
- (13) アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が1個から3個までの飽和一価アルコール（変性アルコールを含む。）をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- (14) 第二石油類とは、灯油、軽油その他1気圧において引火点が21度以上70度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- (15) 第三石油類とは、重油、クレオソート油その他1気圧において引火点が70度以上200度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- (16) 第四石油類とは、ギヤー油、シリンダー油その他1気圧において引火点が200度以上250度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- (17) 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであつて、1気圧において引火点が250度未満のものをいい総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。
- (18) 自己反応性物質とは、固体又は液体であつて、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- (19) 第五類の項第11号の物品にあつては、有機過酸化物を含有するもののうち不活性の固体を含有するもので、総務省令で定めるものを除く。
- (20) 酸化性液体とは、液体であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- (21) この表の性質欄に掲げる性状の二以上を有する物品の属する品名は、総務省令で定める。

危険物の規制に関する政令

第1条 消防法（以下「法」という。）別表第1第一類の項第10号の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 過よう素酸塩類
 - (2) 過よう素酸
 - (3) クロム、鉛又はよう素の酸化物
 - (4) 亜硝酸塩類
 - (5) 次亜塩素酸塩類
 - (6) 塩素化イソシアヌル酸
 - (7) ペルオキシ二硫酸塩類
 - (8) ペルオキシほう酸塩類
 - (9) 炭酸ナトリウム過酸化水素付加物
- 2 法別表第1第三類の項第11号の政令で定めるものは、塩素化けい素化合物とする。
- 3 法別表第1第五類の項第10号の政令で定めるものは、次のとおりとする。
- (1) 金属のアジ化物
 - (2) 硝酸グアニジン
 - (3) 1－アシルオキシ－2・3－エポキシプロパン
 - (4) 4－メチリデンオキセタン－2－オン
- 4 法別表第一第六類の項第四号の政令で定めるものは、ハロゲン間化合物とする。

危険物の規制に関する政令
別表第3（第1条の11関係）

類 別	品 名	性 質	指定数量
第一類		第一種酸化性固体	5 0 kg
		第二種酸化性固体	3 0 0 kg
		第三種酸化性固体	1, 0 0 0 kg
第二類	硫化りん		1 0 0 kg
	赤りん		1 0 0 kg
	硫黄		1 0 0 kg
		第一種可燃性固体	1 0 0 kg
	鉄粉		5 0 0 kg
		第二種可燃性固体	5 0 0 kg
	引火性固体		1, 0 0 0 kg
第三類	カリウム		1 0 kg
	ナトリウム		1 0 kg
	アルキルアルミニウム		1 0 kg
	アルキルリチウム		1 0 kg
		第一種自然発火性物質及び禁水性物質	1 0 kg
	黄りん		2 0 kg
		第二種自然発火性物質及び禁水性物質	5 0 kg
		第三種自然発火性物質及び禁水性物質	3 0 0 kg
第四類	特殊引火物		5 0 ℓ
	第一石油類	非水溶性液体	2 0 0 ℓ
		水溶性液体	4 0 0 ℓ
	アルコール類		4 0 0 ℓ
	第二石油類	非水溶性液体	1, 0 0 0 ℓ
		水溶性液体	2, 0 0 0 ℓ
	第三石油類	非水溶性液体	2, 0 0 0 ℓ
		水溶性液体	4, 0 0 0 ℓ
	第四石油類		6, 0 0 0 ℓ
第五類		第一種自己反応性物質	1 0 kg
		第二種自己反応性物質	1 0 0 kg
第六類			3 0 0 kg

備考

- (1) 第一種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあつては次のイ及びロに掲げる性状を示すものであることをいう。
イ 臭素酸カリウムを標準物質とする第1条の3第2項の燃焼試験において同項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか若しくはこれより短いこと又は塩素酸カリウムを標準物質とする同条第6項の落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が50パーセント以上であること。
ロ 第1条の3第1項に規定する大量燃焼試験において同条第3項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第7項の鉄管試験において鉄管が完全に裂けること。
- (2) 第二種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあつては次のイ及びロに掲げる性状を示すもので、第一種酸化性固体以外のものであることをいう。
イ 第1条の3第1項に規定する燃焼試験において同条第2項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第5項に規定する落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が50パーセント以上であること。
ロ 前号ロに掲げる性状
- (3) 第三種酸化性固体とは、第一種酸化性固体又は第二種酸化性固体以外のものであることをいう。
- (4) 第一種可燃性固体とは、第1条の4第2項の小ガス炎着火試験において試験物品が3秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するものであることをいう。

- (5) 第二種可燃性固体とは、第一種可燃性固体以外のものであることをいう。
- (6) 第一種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自然発火性試験において試験物品が発火するもの又は同条第5項の水との反応性試験において発生するガスが発火するものであることをいう。
- (7) 第二種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自然発火性試験において試験物品がろ紙を焦がすもの又は同条第5項の水との反応性試験において発生するガスが着火するもので、第一種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- (8) 第三種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一種自然発火性物質及び禁水性物質又は第二種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- (9) 非水溶性液体とは、水溶性液体以外のものであることをいう。
- (10) 水溶性液体とは、1気圧において、温度20度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。
- (11) 第一種自己反応性物質とは、孔径が9ミリメートルのオリフィス板を用いて行う第1条の7第5項の圧力容器試験において破裂板が破裂するものであることをいう。
- (12) 第二種自己反応性物質とは、第一種自己反応性物質以外のものであることをいう。

危険物の規制に関する政令

別表第4（第1条の12関係）

品 名		数 量
綿花類		2 0 0 kg
木毛及びかんなくず		4 0 0 kg
ぼろ及び紙くず		1, 0 0 0 kg
糸類		1, 0 0 0 kg
わら類		1, 0 0 0 kg
再生資源燃料		1, 0 0 0 kg
可燃性固体類		3, 0 0 0 kg
石炭・木炭類		1 0, 0 0 0 kg
可燃性液体類		2 m ³
木材加工品及び木くず		1 0 m ³
合成樹脂類	発泡させたもの	2 0 m ³
	その他のもの	3, 0 0 0 kg

備考

- (1) 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- (2) ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- (3) 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- (4) わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- (5) 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- (6) 可燃性固体類とは、固体で、次のイ、ハ又はニのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のロ、ハ又はニのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
イ 引火点が40度以上100度未満のもの
ロ 引火点が70度以上100度未満のもの
ハ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの
ニ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- (7) 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- (8) 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限り。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- (9) 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

類ごとの試験方法の概要

類 別	形 状	危険性	試験方法	試験方法の概要・危険物の判定
第一類	固 体 (粉粒状)	酸化力の潜在的な危険性	燃焼試験	標準物質と木粉の混合物の燃焼時間と、試験物品と木粉の混合物の燃焼時間を比較して判定
		衝撃に対する敏感性	落球式打撃感度試験	試験物品と赤リンとの混合物に鋼球を落下させ、爆発率により判定
	固 体 (粉粒状以外)	酸化力の潜在的な危険性	大量燃焼試験	標準物質と木粉の混合物の燃焼時間と、試験物品と木粉の混合物の燃焼時間を比較して判定
		衝撃に対する敏感性	鉄管試験	試験物品とセルロース粉との混合物を鉄管内で爆発させ、鉄管の破裂の程度により判定
第二類	固 体	火災による着火の危険性	小ガス炎着火試験	小さな炎の接触により着火し燃焼を継続するかで判定
		引火の危険性	引火点測定試験	引火点測定器により引火点を測定し判定
第三類	固 体 又は 液 体	空気中での発火の危険性	自然発火性試験	①（固体）試験物品が、ろ紙の上で発火するかで判定 ②（固体）①で発火しない場合、試験物品を落下させての発火で判定 ③（液体）試験物品を磁製の器又はろ紙に滴下して発火するか又はろ紙を焦がすかで判定
		水と接触して発火し又は可燃性ガスを発生する危険性	水との反応性試験	①試験物品を純水で湿らせたろ紙上に置き、発生するガスが発火するか、火炎により着火するかにより判定 ②試験物品を純水に入れ、可燃性ガスの発生量で判定
第四類	液 体	引火の危険性	引火点測定試験	引火点測定器により引火点を測定し判定
第五類	固 体 又は 液 体	爆発の危険性	熱分析試験	試験物品の発熱開始温度及び発熱量を標準物質から求めた危険性の基準と比較して判定
		加熱分解の激しさ	圧力容器試験	試験物品を破裂板を取り付けた圧力容器で加熱し、破裂板が破裂するか否かにより判定
第六類	液 体	酸化力の潜在的な危険性	燃焼試験	標準物質と木粉の混合物の燃焼時間と、試験物品と木粉の混合物の燃焼時間を比較して判定